

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	中国財務局長
【提出日】	平成26年11月12日
【会社名】	株式会社アルファクス・フード・システム
【英訳名】	Alphax Food System Co., LTD
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 松崎 常男
【本店の所在の場所】	山口県宇部市西本町二丁目14番30号
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋小網町9番3号
【電話番号】	03-5649-2100
【事務連絡者氏名】	取締役 経営管理部長 河原 克樹
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 520,200,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	900,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社における標準となる株式です。 なお、単元株式数は100株となっております。

- (注) 1 平成26年11月12日(水)開催の取締役会決議によるものであります。
- 2 発行新株にかかる議決権数を発行済株式の議決権数で除した議決権の希薄化率が41.24%となります。
- 3 振替機関の名称及び住所は下記のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	900,000株	520,200,000	260,100,000
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	900,000株	520,200,000	260,100,000

- (注) 1 第三者割当の方法によります。
- 2 発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は260,100,000円です。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
578	289	100株	平成26年11月28日(金)	該当事項なし	平成26年11月28日(金)

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
- 2 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。
- 3 上記株式の割当予定先から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅します。
- 4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとしします。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社アルファクス・フード・システム 経営管理部	山口県山陽小野田市千崎128番地

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 宇部支店	山口県宇部市中央町二丁目5番17号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
520,200,000	19,500,000	500,700,000

(注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2 発行諸費用の概算額の内訳は、会計士による株価算定費用50万円、第三者委員会費用150万円、登記関連費用200万円、弁護士費用50万円及びフィナンシャルアドバイザー費用1,500万円等であります。

3 当社は、株式会社レナトゥスパートナーズ(東京都千代田区丸の内二丁目2番2号 代表取締役 大矢寛興)との間で資金調達に関するアドバイザー契約を締結しており、本第三者割当増資にかかるフィナンシャルアドバイザー業務全般(但し、弁護士法その他の法令によりアドバイザー業務として許されないもの及び引受者紹介を除く)を委託しております。

本第三者割当増資において実際に払込みを受けた場合に、国内における割当先からの払込金額の3%に相当する金額をアドバイザー業務の対価として支払うものとされており、払込みを受けない場合はアドバイザー業務の対価の支払いは不要とされております。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額500,700,000円は、下記のとおり充当する予定であります。

具体的な使途	金額(円)	支出予定時期
A S Pサービス 統合業務パッケージの開発(1)	56,000,000	平成26年12月～平成27年9月
A S Pサービス データセンターの建設・強化(2)	346,000,000	平成26年12月～平成27年9月
システム機器 新POSソフト等の開発(3)	38,000,000	平成27年12月～平成27年9月
システム機器 在庫投資(4)	60,700,000	平成26年12月
(合計)	500,700,000	

(注) 上記支出予定時期までの資金管理につきましては、銀行預金として管理する予定であります。

当社はこれまで、有価証券報告書や四半期報告書等に記載しておりませんでした。A S Pサービス事業及びシステム機器事業において、以下のような課題があることを認識しておりました。

ア) A S P(注1)サービス事業

・統合業務パッケージの開発

現在大半の顧客に提供しているシステムが、その顧客ごとのシステムとなっており、顧客のシステムごとに内容や運用方法が違うことが、受注から稼働までの立ち上げ作業及び稼働後のサポート業務を非常に非効率なものにしているという認識があり、この課題その他を解決するために、「統合業務パッケージ」の開発が大きな社内テーマとなっており、各部署合意の上、平成23年4月より企画を開始し、平成24年10月より社内の開発部門にて開発をスタートしております。

・データセンターの建設・強化

データセンターの管理強化を中心に、ソフト・ハード両面から強化をし、平成22年9月にISO27001(注2)を取得しましたが、取得時及びその後平成23年5月、平成24年5月の更新コンサルティングで、現在のデータセンターは建物の老朽化やスペースの問題、建物の強度の問題で自家発電機増設できないなどの指摘を受け、コンサルタント会社の株式会社情報セキュリティマネジメント(広島県広島市南区大州2丁目18-19)よりデータセンターの移転について指導をいただいております。

また、平成20年5月頃より、社内の関連部署からも電源、バックアップ、サーバーの統合など諸々の課題が報告、提起されておりました。

このように、データセンターの移転が急務であることは社内で共通認識となっており、ハウジング(注3)やホスティング(注4)、クラウドサービス(注5)の利用などを検討してまいりましたが、費用やメンテナンス性の問題、高度な技術・サポートレベルの維持などの観点から、自社でデータセンターを建

設することが最適との判断に至り、平成24年10月に行われた、定時取締役会の議案にも上がっております。

イ) システム機器事業

当社はこれまで、POSシステム(注6)とオーダー・エントリー・システム(注7)を自社企画で提供してきましたが、それに加え、平成22年よりテーブル・オーダー・システム(注8)が加わっております。

・新POSシステム

その中でも、POSシステムについて、2年ほど前より当社顧客から超小型のものを求める強い要請が来ていますが、自社企画ではリリースに時間がかかるため、OEMによる供給を検討してほしいと、営業部門より平成24年2月頃より強い要望が上がっておりますが、これまでの経営方針が、自主企画による自前主義であったため、実現できておりませんでした。

・テーブル・オーダー・システム

平成22年より提供を開始しておりますが、当時はどの程度市場に受け入れられるかわからないため、自社企画ではなくOEMで供給を受け現在に至っております。

そのような中、外食産業全般に人手不足となっており、それに対応できるテーブル・オーダー・システムについて平成26年9月期より引き合いが増えて来ており、それに対応するため一定程度の在庫を確保する必要がありますが、当社キャッシュフローの中で対応するには限界がありました。

このような中、平成26年10月18日の臨時取締役会で、当社代表取締役に松崎氏が就任し、その後各取締役及び部門長等のヒヤリングを行い、課題解決のため早急に資金調達が必要であることを確認し、本日の当社取締役会に提案し可決されました。

上記のような経過を経て、今回の手取金の使途決定に至っております。

- (1) 当社の主要事業であるASPサービスについて、これまでは基本となるパッケージの拡張性が不十分であるため、大手チェーンの受注に対して基本パッケージにその業態に適合した機能の追加や個別要望を加味することで対応していました。そのためシステムの導入効率が悪く、受注から本格稼働するまで時間を要しており、当社の事業収入のベースとなる月額利用料金の開始までにかかなりのタイムラグが発生しておりました。

また、本格稼働の開始後も個別のシステム管理が必要であり、コールセンターや運用管理技術者への教育にも時間を有し、該当部署の社員の効率化にも影響を与えています。

最新技術への対応に関しましても個別のシステムごとに対応が必要なもの等があり、十分な効率化ができていませんでした。

このような課題を解決するため、当社では平成24年10月より「統合業務パッケージ」の開発に着手しました。

「統合業務パッケージ」は、これまで当社が蓄積したノウハウと顧客の要望に個別に対応することで得たノウハウを結集し、最新技術にも対応した外食産業用基幹業務システムの標準ともいえる高機能なシステムとなります。

しかしながら、従来通りの個別対応をする中での「統合業務パッケージ」開発となりますと、同パッケージの本格稼働に平成29年11月までかかる見込みであり、効率化や機能向上を図ることが困難になります。

既に、既存顧客から処理スピード向上や各種機能アップなどの改善要望や、クロスブラウザ(注9)やマルチプラットフォーム(注10)対応、BIツール(注11)機能など最新機能への対応への強い要望が出ており、早期に対応できなければ他社への乗り換え、解約などにつながる危険性が高くなっています。

また、現状のシステムでは大型店の受注には限度があり、新規顧客獲得の機会損失の可能性もあります。

そこで、今回の調達資金のうち56,000千円を早期に投入し、システム開発を外注化することにより、平成27年9月期中に「統合業務パッケージ」の本格稼働を実現し、受注から月額利用料の本格稼働までの期間を短縮させるとともに、運用管理の効率化や顧客満足度の向上、新規受注の拡大につなげてまいります。

外注化することにより開発人員の効率的配置を行い、これまで対応が遅れていた給食事業者用、仕出し弁当事業者用及び宅配事業者用等のオプションシステムの開発に着手し、対象マーケットを拡大できる商品ラインアップを図ってまいります。

- (2) 現在のASPサービス提供用のデータセンターは、契約数の増加に伴い、現状のままでは効率的な対応を行っていくには困難な状況であり、電力に関しても導入している自家発電のカバー容量の余裕が徐々に無くなってきており、増設する必要がありますが、建屋の構造上の問題により、これ以上自家発電の導入が難しい状態で、現状のままの設備ですと、大型の新規受注が入った場合、適正なサービス提供が困難となる可能性があります。
- また、ISOを含むセキュリティの観点からも、現在のデータセンターでは限界があるとの外部コンサルタントである株式会社情報セキュリティマネジメント(広島県広島市南区大州2丁目18-19)からの指摘もあり、用地取得、建屋建築、電源等インフラ整備費用として調達資金の286,000千円を投じて、平成27年9月期中に新しいデータセンターを建設し、平成28年9月期早期に全面移行をしております。
- また、当社主要顧客は新規出店計画も多く、現在の設備のままでは、1、2年以内にピーク時の処理能力が著しく低下し、適正なサービス提供が困難となるリスクもあります。
- さらに、当社はマイクロソフト社のOS及びデータベースソフトを多く利用していますが、マイクロソフト社がASP事業者向けに提供しているライセンス料金(注12)がここ数年上昇し続けており、このライセンス料金は一定の期間が経過している旧式のサーバー機器を入替・統合する事で抑える事が可能であり、将来の継続的運用を行っていくためにも入替・統合を実施する必要があります。
- 24時間365日運用している当社データセンターがそのサービスを継続しながら、サーバー及びデータベースの統合処理を行えるのは、データセンター移転時が最適な方法となり、そのため、平成27年9月期中にデータセンター建設と同じタイミングで調達資金の60,000千円を投じて機器を購入し、サーバーの統合を行ってまいります。
- これにより、現在のサービス数の2倍程度の容量と処理能力が確保できるとともに、今後はサーバー等の増設をしなくとも、磁気ディスク等のストレージを増設することで、10倍近いサービス数の提供が可能となる見込みです。
- (3) POSシステムを中心とした店舗システム機器関連のソフトウェア開発について、今回の調達資金のうち38,000千円を早期に投入する計画です。
- ソフトウェア開発を外注化することにより、新商品リリースのスピードアップ、競合他社との競争力及びメンテナンス効率の良いシステムを完成させてまいります。
- その中でも特に緊急性があるのは、ファースト・フードに対応した超小型POSのリリースで、当社の主力顧客複数社より以前からかなり強い商品化の要望が来ており、早急に対応できなければ、POSシステムの他社入れ替えや、ひいてはASPサービスの解約につながるリスクが大きくなっています。
- 当社は従来POSシステム等のハードウェアについて、自社企画で行う方針で行ってまいりましたが、この方針を一部変更しPOSシステムより順次大手メーカーからのOEMに切り替えることにより、スピーディーな新商品リリースやコスト低減、出荷体制の効率化等を図ってまいります。
- ソフトウェアについては、20年間の当社ノウハウを生かすとともに、現行機種との互換性を維持するためにも、これまでのものを移植し対応してまいります。
- 加えて、POSシステムとオーダー・エントリー・システム、テーブル・オーダー・システムとの連携、バックアップ、システムの効率化もあわせて外注化を行い、平成27年9月期中にシステム対応を完成させてまいります。
- (4) 現在外食産業では深刻な人手不足となっており、そのような状況のなかで少ない店舗のホールスタッフで対応が可能なテーブル・オーダー・システムは、昨年頃より普及期が始まっていると考えられ、当社でも平成26年9月期は200店舗8000台を超える納入をすることができました。
- 競合他社の商品は、現在のところ市販のコンシューマー向けタブレット端末を、そのままの状態もしくはカバー等の一部を改造したものであるため、安定供給や耐久性等に課題があると考えられますが、当社の商品は、業務用・産業用のアンドロイド(注13)端末として開発・製造されたもので、長期の安定供給が可能であること、バッテリー劣化時にその交換が可能であること(他社は現在のところ対応不可能 当社調査による)、外食店舗での使用環境を考慮し金属接点のない無線充電方式を採用していること(他社は接点充電もしくはACアダプタによる直接充電 当社調査による)、ソフトウェアが4か国語に対応していることなど、当社の競争力等に優位性があると考えられるため、早急に営業展開をすることで、高いマーケットシェアを獲得できる絶好のタイミングであります。
- そこで、このタイミングを逸することのないように今回の資金調達額のうち60,700千円を平成27年9月期早期に投入し、一定程度のロット発注を行い既存顧客の出店、追加導入や新規顧客の大型受注に備えると同時に仕入単価の低減も行っていきたいと考えております。また、今後につきましては、当

社の経営状況、株価、対象市場の動向や商談状況等を考慮し、最適な資金調達をおこない対応してまいりたいと考えております。

- (注1) A S P (アプリケーション・サービス・プロバイダ)
アプリケーションソフトの期間貸し。A S P利用者であるユーザーが、インターネットを利用してA S Pサービス提供企業が所有するサーバーにあるアプリケーションソフトウェアの機能を利用できるサービス。
- (注2) ISO27001
I S M S (Information Security Management System) 適合性評価制度(以下、I S M S)とは、情報資産を様々な脅威から守り、リスクを軽減させるための総合的な情報セキュリティ・マネジメントシステム。2005年10月にI S M S認証基準として国際規格ISO/IEC 27001:2005が発行され、国内規格JIS Q 27001:2006が発行、その後2013年10月にISO/IEC 27001:2013が発行され、これに伴い、現在のI S M S認証基準はJIS Q 27001:2014となっている。
- (注3)ハウジング
顧客の通信機器やコンピュータ(サーバー)などを、自社の回線設備の整った施設に設置するサービス。
- (注4)ホスティング
自社施設に設置しインターネットに接続されたコンピュータ(サーバー)の機能を、遠隔から顧客に利用させるサービス。顧客が自前の設備などを持たずにインターネット上で情報やサービスを配信するのをサポートするサービス。
- (注5)クラウドサービス
サービス事業者が用意した大規模なデータセンターなどに多数のサーバーを、遠隔地からインターネット等を通じて仮想サーバーやソフトウェア、データ保管領域を利用できるサービス。
- (注6)POSシステム(Point Of Sales System「販売時点情報管理システム」)
店舗で商品を販売するごとに商品の販売情報を記録し、集計結果を在庫管理やマーケティング材料として用いるシステム。
- (注7)オーダー・エンتری・システム
外食店舗において、来店客からの注文を入力してリアルタイムに厨房に伝えるとともに、会計時には注文情報をPOSへ伝送することで即時に飲食代金を清算できるようにする店舗効率化システム。
- (注8)テーブル・オーダー・システム
外食店舗において、各客席にタブレット端末を設置し、来店客に注文情報を入力してもらいリアルタイムに厨房に伝えるシステム。
店員(ホールスタッフ)が、注文を取りに客席に行く必要がなく、人件費の削減につながるオペレーションが可能。
- (注9)クロスブラウザ
主要な複数のWebブラウザに対応していること。また、そのようなツールやスクリプト、テクニクなど。
- (注10)マルチプラットフォーム
アプリケーションソフトが複数のOS(オペレーティング・システム)に対応していること。
- (注11)BIツール(Business Intelligence tools)
企業の業務システムの一つで、業務システムなどに蓄積された膨大なデータを蓄積・分析・加工し、意思決定に活用できるような形式にまとめるもの。
システムやプログラミングの詳しい知識がない利用者でも操作できるよう設計されており、普段利用しているビジネス用語で検索や分析を行ったり、オフィスソフトなどに似た感覚で操作できるようになっている。
- (注12)ASP事業者向けに提供しているライセンス料金
マイクロソフト社のソフトウェアに適用される利用許諾契約のひとつで、同社のソフトウェアを自社のサービスの加入者などに使用させる事業者(サービスプロバイダ)向けのもの。S P L A (Microsoft Services Provider License Agreement)。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

(本新株式の割当先)

a 割当予定先の概要	名称	株式会社りく・マネジメント・パートナーズ	
	本店の所在地	東京都港区西新橋一丁目一番15号 物産ビル別館4階	
	代表者の役職及び氏名	代表取締役CEO 萩原 明	
	資本金	13,000,000円	
	事業の内容	経営コンサル業および飲食業	
	主たる出資者及びその出資比率	戸田 泉(100%)	
b 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術又は取引等の関係	該当事項はありません。	

a 割当予定先の概要	名称	鎌田 英哉	
	所在地	東京都渋谷区	
	職業の内容	アトラスアンドカンパニー株式会社（東京都渋谷区恵比寿西2-6-11）の代表者として、ラーメン、焼肉、宅配ピザなどのフランチャイズ店舗及び居酒屋、ラーメンなどの直営店舗合計50店舗を超える飲食店舗を経営	
b 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	当社株式450,000株を保有しております。
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
技術又は取引等の関係	鎌田英哉氏が代表者であるアトラスアンドカンパニー株式会社に対して当社はASPサービスの役務提供をしています。平成25年9月期の取引金額は8,930千円で、期末残高は売掛金22千円、前受金144千円です。		

c 割当予定先の選定理由

・株式会社りく・マネジメント・パートナーズ

平成26年10月18日の当社臨時取締役会で新しく代表取締役に選任された松崎氏及び宇多田取締役、福田取締役、河原取締役の4名で、臨時取締役終了後、今後の経営方針及び当社の経営課題等について協議を行いました。

その中で、ASPサービス事業の統合業務パッケージの開発外注化、ASPサービス事業のデータセンターの建設・強化、システム機器事業の新POSソフト等の開発外注化、システム機器事業のテーブル・オーダー・システムの在庫投資の4点が、当社の最も緊急な課題であることを4名全員で確認し、それを解決するためには、資金調達をしなければならないとの結論に至りました。

そこで、当社代表取締役松崎氏が第2位株主の鎌田氏に面談し、新体制の報告と資金調達の相談を持ちかけたところ、鎌田氏と旧知の戸田泉氏（弁護士、株式会社りく・マネジメント・パートナーズ等への出資者、東京都港区）を投資家として紹介いただきました。

鎌田氏と戸田氏は、3年ほど前共通の友人を通じて知り合いとなり、以降友人としておつきあいをされていると聞きました。

そこで、平成26年10月19日に当社代表取締役松崎氏と福田取締役が戸田氏と話し、これまでの状況と今後の事業展開、資金需要等ご相談したところ、当社の事業内容を評価いただき、また、緊急に資金調達が必要であることを理解いただき、戸田氏が出資している(株)りく・マネジメン・パートナーズを紹介いただきました。

(株)りく・マネジメン・パートナーズの萩原社長に当社代表取締役松崎氏、福田取締役、河原取締役の3名でお会いし、当社のこれまでの状況と今後の事業展開、資金需要等ご相談したところ、ご理解をいただき引受先として対応いただけるという言葉いただきました。

また、(株)りく・マネジメン・パートナーズの事業内容をお聞きすると、経営支援(財務、法務、事業提携、M&A、営業等)および経営指導や財務改善アドバイザー業務(債務圧縮、株主構成変更、法的手続き等)、経営改善・事業支援アドバイザー業務等とのことで、今後の当社の事業推進や業務効率向上、ガバナンスの強化などご協力いただけると考え、当社代表取締役松崎氏、宇多田取締役、福田取締役、河原取締役に協議のうえ、引受先としてお願いすることとなりました。

・鎌田 英哉

戸田氏のご紹介のお礼と経過の報告を兼ねて、当社代表取締役松崎氏が鎌田氏に面談したところ、新体制になっての事業展開等を聞かせてほしいとお話でしたので説明をしたところ、当社の今後の事業展開と必要な資金について理解をいただき、平成18年9月に当社が株式上場した直後から長期にわたり大株主として当社を支援いただけてきたこともあり、ご自分も引受先として協力すると言われたため、当社代表取締役松崎氏、宇多田取締役、福田取締役、河原取締役に協議を行い、(株)りく・マネジメン・パートナーズに相談のうえ、引き受けていただくことになりました。

鎌田氏は、代表を務めるアトラスアンドカンパニー(株)で飲食店舗を50店舗以上経営されており、当社のASPサービスの顧客でもありますので、ユーザーの立場から、当社の商品・サービスについていろいろなアドバイスをいただけるものと考えております。

d 割り当てようとする株式の数

株式会社りく・マネジメン・パートナーズ	普通株式	800,000株
鎌田 英哉	普通株式	100,000株

e 株券等の保有方針

・株式会社りく・マネジメン・パートナーズ

当社は、割当予定先である株式会社りく・マネジメン・パートナーズより当社事業に高い関心をもっていただき将来性等を評価いただいております、中長期的に当社株式を保有していただける事を口頭で確認しております。

なお、株式会社りく・マネジメン・パートナーズは、株主からの借入による資金であり、貸付金の返済について、当社の状況を勘案し2年以内の弁済期日であっても、借入先に弁済期日までに再度貸付を実行していただく事を株式会社りく・マネジメン・パートナーズより口頭にて確認しております。

また、同社より社外取締役上限2名の派遣を受ける予定であり経営の透明性や健全性の向上を図り、コーポレート・ガバナンスの強化を目指していきたくと考えております。

また、割当予定先が当社の本新株式の発行により取得する当社株式につきましては、割当予定先より、割当日から6カ月を経過するまでは売却その他処分を行わない旨を書面により確認しております。

なお、本新株式の割当予定先である株式会社りく・マネジメン・パートナーズが払込期日から2年以内において、割当株式の全部または一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等の内容を直ちに書面にて当社へ報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆閲覧に供されることに同意することにつき、各割当予定先から払込期日までに確約書を得る予定であります。

・鎌田 英哉

当社は、割当予定先である鎌田英哉氏に、長期にわたり大株主として当社をご支援いただいております。今回の第三者割当増資による資金使途の計画及び事業展望をご説明したところ、中長期的に当社株式を保有し今後の事業展開等に協力をしたいと口頭で確認しております。

また、割当予定先が当社の本新株式の発行により取得する当社株式につきましては、割当予定先より、割当日から6カ月を経過するまでは売却その他処分を行わない旨を書面により確認しております。

なお、本新株式の割当予定先である鎌田英哉氏が払込期日から2年以内において、割当株式の全部または一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等の内容を直ちに書面にて当社へ報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆閲覧に供されることに同意することにつき、各割当予定先から払込期日までに確約書を得る予定であります。

f 払込みに要する資金等の状況

割当予定先である株式会社りく・マネジメント・パートナーズによる払込みは、戸田泉氏からの借入による自己資金であります。

戸田泉氏は株式会社りく・マネジメント・パートナーズの100%の出資者であり、当社は戸田泉氏と同社の「金銭消費貸借契約書」の写しを入手し確認するとともに、平成26年11月7日に同社の預金残高の写しを見たところ、払込資金以上の残高があることを確認しております。

上記、「金銭消費貸借契約書」の契約締結日は平成26年11月7日、融資実行日は平成26年11月7日、返済期日は平成27年11月30日となっております。

また、戸田泉氏の貸付金は自己資金である旨を口頭で確認しております。

鎌田英哉氏による払込みは、自己資金であり平成26年11月7日に預金通帳残高を見たところ、払込資金以上の残高があることを確認しております。

以上により、当社は割当予定先の本第三者割当の払込みに要する財産について、問題はないものと判断しております。

g 割当予定先の実態

当社は、割当予定先の株式会社りく・マネジメント・パートナーズおよび同社の全役員および全出資者、鎌田英哉氏、同氏が代表者であるアトラスアンドカンパニー株式会社の全役員及び全出資者が反社会的勢力とは一切関係がない旨を口頭で確認しております。また、第三者機関である株式会社中央情報センター（大阪府大阪市天王寺区生玉前町1-26 代表取締役 安岡優子）に調査を依頼し、上記割当予定先、当該割当予定先の全役員および全出資者が反社会的勢力であるか、同社より調査報告書を受領しました。当該報告書において、割当予定先、当該割当予定先の役員及び出資者が反社会的勢力とは一切関係がないことを確認しております。

上記のとおり、割当予定先、当該割当予定先の役員または出資者が反社会的勢力とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認者を東京証券取引所に提出しております。

また、当社と割当予定先が本日以降契約する「株式引受契約」の表明保証の条項で、割当予定先、当該割当予定先の役員または出資者が反社会勢力とは一切関係がないことを記載しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

本第三者割当増資による本株式の払込金額は、当社と利害関係のない第三者である機関（株式会社エイゾン・パートナーズ 東京都港区元赤坂1-4-21 代表者 土居明史）に株価算定を依頼し、その内容を参考として本第三者割当増資による本株式の払込金額は、本第三者割当増資にかかる取締役会決議の前営業日の株式会社東京証券取引所における当社株式の終値から9.83%ディスカウントした価格578円としました。取締役会決議日の直前営業日の終値を基準とした理由につきましては、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」によれば、第三者割当により株式の発行を行う場合には、その発行価額は、原則として、株式の発行に係る取締役会決議の直前営業日の価額を基準として決定することとされていることから本第三者割当に関する取締役会決議日の直前営業日の終値を基準とすることが、適当であると判断したためであります。

ディスカウント率を9.83%とした理由は「募集の目的及び理由」(1)本第三者割当の目的及び理由に記載のとおり、当社の今後の事業の発展、拡大を図っていくうえで、早急に資金調達を実施する必要があること、また今回の第三者割当に

よる資金調達を行うことで将来的に当社の企業価値を高めるために重要な設備投資等が行えることを踏まえて、割当先と協議を行った結果、この早急な資金を投資いただける事、既存株主に対する影響等を考慮しても9.83%のディスカウント率は妥当であり特に有利な価格ではないと判断いたしました。

また、上記発行価額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日)により、原則として株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価格(直前日における売買がない場合は、当該直前日からさかのぼった直前日の価格)を基準として決定することとされているため、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前営業日の終値を基準といたしました。

この価格については日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」の取締役会決議の直前日の価額に0.9を乗じた額以上の価額であることの範囲内のものであると考えており、特に有利な金額には該当しないものと考えております。

なお、本第三者割当に係る取締役会決議の前営業日までの1ヶ月間(平成26年8月12日から平成26年11月11日まで)の終値平均622円と比較して7.07%のディスカウント率、取締役会決議の前営業日までの3ヶ月間(平成26年8月12日から平成26年11月11日まで)の終値平均634円と比較して8.83%のディスカウント率、取締役会決議の前営業日までの6ヶ月間(平成26年10月12日から平成26年11月11日まで)の終値平均639円と比較して9.55%のディスカウント率であります。本新株式の発行価額につきましては、「本第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日 日本証券業協会)の原則に準拠したものであり、会社法第199条第3項に規定されている特に有利な金額には該当しないものと判断しております。

なお、本第三者割当増資の発行条件につき第三者委員会(楠部亮太 弁護士、南方美千雄 公認会計士、南出浩一 公認会計士)から「有利発行には該当しないこととなり、相当な発行価額」である旨の意見を入手しております。

なお、本第三者割当増資に関しては出席した全監査役から前営業日の終値を算定の基礎としており「募集条件が引き受けるものにとって特に有利な価格とは認められない」旨、また発行条件のうち「資金調達の目的、手段及び方法のいずれについても客観的に不適切な部分は認められない」旨の意見を表明しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

本第三者割当による新株式発行にかかる発行新株式数は、900,000株(議決権9,000個)であり、平成26年9月30日現在の当社発行済株式総数2,513,800株から議決権を有しない株式331,548株及び単元未満株式152株を除いた株式数2,182,100株(議決権数21,821個)に対して41.24%の希薄化が生じるものと認識しております。したがって、希薄化率が25%以上であることから、本件第三者割当は「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当増資に該当します。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合
田村 隆盛	山口県宇部市	1,135,400	52.03%	1,135,400	36.84%
株式会社りく・マネジメ ント・パートナーズ	東京都港区西新橋1-1-15	-	-	800,000	25.96%
鎌田 英哉	東京都渋谷区	450,000	20.62%	550,000	17.84%
資産管理サービス信託銀 行株式会社(信託E口)	東京都中央区晴海1-8-12	200,300	9.18%	200,300	6.50%
株式会社アルゴコミュニ ケーションズ	大阪府堺市美原区小平尾 644-3	38,500	1.76%	38,500	1.25%
江藤 鉄男	東京都新宿区	29,300	1.34%	29,300	0.95%
田村 隆次	山口県宇部市	16,400	0.75%	16,400	0.53%
田村 清隆	山口県宇部市	15,000	0.69%	15,000	0.49%
株式会社TBグループ	東京都文京区本郷3-26-6	15,000	0.69%	15,000	0.49%
田村 由実子	山口県宇部市	13,500	0.62%	13,500	0.44%
計	-	1,913,400	87.69%	2,813,400	91.28%

- (注) 1 割当前の所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成26年9月30日現在における株主名簿に基づき記載しております。
- 2 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は小数点以下第三位を四捨五入して記載しております。
- 3 当社は、会社法第124条第4項に基づき、第21回定時株主総会予定時の平成26年12月に最も近い時点での株主の意思を株主総会に反映させたいとの判断に基づき、基準日後の株主に議決権の付与を認める予定です。

6【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 第三者割当を行うこととした理由

当社は、外食産業専門のシステム会社として、外食企業の基幹業務処理を行う「ASPサービス事業」と、POSシステム、オーダー・エントリー・システム、テーブル・オーダー・システムといった外食店舗で使用する「システム機器事業」及び「周辺サービス事業」を主力事業としておりますが、平成18年9月の株式上場以降大型の投資をしなかったため、以下のような重要な課題が発生しており、早急な対応が必要となっております。

ASPサービス事業

・統合業務パッケージの開発

これまで大半の顧客に提供しているシステムは、その顧客ごとのシステムとなっており、顧客のシステムごとに運用が違うことにより、サポート業務が非常に非効率なものになっており、最新技術への対応に関しましても個別のシステムごとに対応が必要なもの等があり、十分な効率化ができていませんでした。

この課題に対応するため、これまで蓄積したノウハウを結集し、拡張性に優れ、新技術にも対応した「統合業務パッケージ」の開発を、平成24年10月より社内にてスタートしております。

しかしながら、社内での開発スピードには限界があり、このままでは「統合業務パッケージ」の完成に平成29年11月までかかる見込みであり、他方、既存顧客からの機能や性能の向上、新技術への対応に対する要望は逼迫したものであり、このままでは当社の事業基盤である既存顧客を失いかねない状況であり、新規受注時の効率化を考えても、早急な対応が必要となっております。

また、「統合業務パッケージ」が完成することにより、これまで対応できていなかった、給食事業者や宅配事業者向けの拡張機能を手掛けることが可能となり、販路拡大にもつながる見込みです。

具体的には、「統合業務パッケージ」のソフト開発を外注化し、各モジュールを同時並行で開発することで、開発期間の大幅な短縮を行い、平成27年9月期中の完成を予定しております。

・データセンターの建設と強化

現在のASPサービス用のデータセンターは、建物の老朽化やスペースの問題、建物の強度の問題で自家発電機増設できないなどの指摘を受け、今後1、2年以内に想定される、既存顧客の出店や新規顧客の獲得に対し、適正なサービス提供が困難になることが予測され、ISOを含むセキュリティの観点からも、現在のデータセンターでは限界があると外部コンサルタントである、株式会社情報セキュリティマネジメント（広島県広島市南区大州2丁目18-19）からも指摘されております。

また、サーバーなどの設備も、事業拡大に伴い徐々に時間をかけて導入してきたため、現在は規模の小さいサーバーが多く存在する形になっており、監視作業や部品故障時の交換はサーバーごとに行う必要があり、結果的にかなり非効率なシステム構成であるため、サーバー及びデータベースの統合が急務となっております。

このままの設備では、データセンター同様、既存顧客の出店や新規受注に対し、適正なサービス提供が困難になることが予測されるとともに、24時間365日の運用をしている当社データセンターが、そのサービスを継続しながらサーバー及びデータベースの統合処置を行えるのはデータセンター移転時が最適な方法であり、データセンター建設と同じタイミングで設備を導入する必要があります。

システム機器事業

・新POSソフトウェア等の開発

これまで当社は、自社企画によりシステム機器を提供してきましたが、そのために新商品リリースに時間がかかり、顧客のニーズにタイムリーに対応できない体制となっております。

現在、特に優先すべきは、ファースト・フード等に対応した超小型POSのリリースであり、当社の主力顧客複数社より以前からかなり強い商品化の要望が来ており、早急に対応できなければ、POSシステムの他社入れ替えや、ひいてはASPサービスの解約につながる恐れがあります。

これに対応するため、ハードウェアにつきましては、大手メーカー等からのOEMに切り替えることにより、スピーディーな商品調達を行ってまいります。

一方、ソフトウェアについては当社のこれまでのノウハウを生かし、現行機種との互換性を維持する観点からも自社開発をする必要がありますが、社内対応では平成29年8月まで開発期間を要することになり、早急な代替策による対応が必要となっております。

具体的には、新POSシステムのソフト等の開発を外注化し、各モジュールを同時並行で開発することで、開発期間の大幅な短縮を行い、平成27年9月期中の完成を予定しております。

また、今後もハードウェアを順次OEMに切り替えることにより、仕入コストの低減、出荷体制や保守の効率化等を図ることが可能になると考えております。

・在庫投資

昨年より、外食産業は深刻な人不足となっており、それに対応できるテーブル・オーダー・システムについて平成26年9月期より引き合いが増えて来ております。

テーブル・オーダー・システムは、顧客企業の基幹業務システムを入れ替え又は改変することなく導入することが可能であるため、総合的な導入ではなく単体での導入が可能であり、導入障壁が低く、当社にとっては新規顧客拡大の大きなチャンスとなっています。

このため、一定程度のロット発注を行い、既存顧客の出店、追加導入や新規顧客の大型受注に備え在庫を確保すると同時に、価格競争への対応や利益確保のため仕入単価の低減も行う必要があります。

以上の通り、当社は今、次の事業拡大のための大きな転換期を迎えており、統合業務パッケージのソフトウェア開発の外注化によるスピードアップが急務であること。データセンターの建設とサーバーの統合化等によるデータセンターの強化に早急に取り組む必要があること。新POSシステム等のソフトウェア開発の外注化によるスピードアップが急務であること。普及期にあるテーブル・オーダー・システムのシェア拡大のための在庫投資を目的として、第三者割当増資が必要であると判断しました。

また、統合業務パッケージのソフト開発の外注化及び新POSシステム等のソフト開発の外注化につきましては、平成27年9月期中の完成を考えると、平成26年12月には外注先への発注と着手金の払込が必要であり、データセンターの建設とサーバーの統合化によるデータセンターの強化を平成27年9月期中に完了するためには、データセンター用地の取得のため、平成26年12月には土地代全額の払込が必要になる予定で、テーブル・オーダー・システムの在庫投資に関しましては、部品調達から完成まで3ヶ月～5ヶ月が必要となるため、平成26年12月には仕入先に発注及び払込が必要となります。

このように逼迫した資金需要があるため、取締役会にて今回の第三者割当増資を決議いたしました。

(2) 本第三者割当による資金調達を選択した理由

上記「大規模な第三者割当の必要性」(1) 第三者割当を行うこととした理由及び大規模な第三者割当による既存株主への影響に記載の通り、当社は事業拡大のための大きな転換期を迎えており、早急な資金調達が必要であります。顧客を維持するだけで、その中で第三者割当増資を選択した理由としましては、現状の株式市場における当社株式の流動性が少ない状況を考えますと、一般公募等による増資は現実的ではなく可能性が極めて低いと考えました。また、当社は自己株式を保有しておりますが、現状の当社株価を考えますと自己株式の処分を行った段階で取得価格を下回る可能性が高く純資産の減少になってしまいます。将来的に企業価値の向上を目指し、純資産が減少しないかたちでの自己株式の処分等を行うことが適切であると判断いたしました。

また、今回の必要となる資金調達額及びデータセンターという長期的な資産であることを考慮しますと当社の財務内容から銀行借入では借入金額の大きさ及び借入期間等を考えると財務内容が悪化してしまう可能性が高く現実的ではないと判断いたしました。

さらに、統合業務パッケージのソフト開発の外注化及び新POSシステム等のソフト開発の外注化につきましては、遅くとも平成27年9月期中に完成しないと、既存顧客の離脱や新規顧客獲得時の不効率化といったリスクがあり、平成26年12月には外注先への発注と着手金の払込が必要である。データセンターの建設とサーバーの統合化によるデータセンターの強化を平成27年9月期中に完了するためには、現在山口県宇部市と商談中のデータセンター用地の取得が承認されれば、平成26年12月には土地代全額である、164,933,940円の払込が一旦必要になる予定(着工後、山口県及び宇部市の補助金が131,946,000円支給され、実際の取得金額は32,987,940円となる予定) テーブル・オーダー・システムの在庫投資に関しましては、部品調達から完成まで3ヶ月～5ヶ月が必要となるため、平成26年12月には仕入先に発注及び払込が必要となります。

以上のような理由から今後の更なる発展や事業の拡大を図っていくうえでも、早急に資金調達を実施する必要があり、緊急性もあるため、株主総会での決議を待たず、第三者委員会の意見をふまえ、取締役会にて今回の第三者割当増資を決議いたしました。

(3) 株式の希薄化による株主に対する影響

本第三者割当による新株式発行にかかる発行新株式数は、900,000株（議決権9,000個）であり、平成26年9月30日現在の当社発行済株式総数2,513,800株から議決権を有しない株式331,548株及び単元株式152株を除いた株式数2,182,100株（議決権数21,821個）に対して41.24%の希薄化率となりますが、他方で現在の状況では、火急の課題であるソフトウェア開発への投資、データセンターの建設、戦略商品の在庫投資を計画しております。

今回の新株式発行による資金調達ができない場合は、新規顧客受注の際従来通りのシステムでの非効率な稼働、運用を迫られ、不必要な人員増等の対応をする必要があるとともに、既存顧客の満足度低下といったリスクもあり、データセンターの建設を断念することにより、大型の新規受注が入った場合、既存顧客を含め適正なサービス提供が困難となる可能性もあり、事業の継続と拡大に大きな影響を及ぼすこととなります。

また、在庫投資のタイミングを逸することにより、普及期にあるテーブル・オーダー・システムのシェア獲得に影響を及ぼすこととなり、今後の事業展開に支障をきたすことが予想されます。

以上のとおり、本第三者割当による株式の発行に伴って一定程度の希薄化が生じることとなりますが、本第三者割当を実施することにより、当社の成長戦略の根幹となるソフトウェア開発への投資、データセンターの建設及び増加している受注案件に対応した在庫資金に投下することが可能となり、当社の事業基盤の拡大、事業効率の更なる向上及び企業価値の向上が図れると期待されると考えており、当社の成長を実現していくための前向きな施策に用いられるものであることから、当該資金による施策は株主に悪影響を及ぼすものではないと考えております。

本第三者割当増資の発行条件につき、当社監査役会から、有利発行でないことに関する監査役の適法性に係る意見表明として、「有利発行には該当しない」との意見書を入手しております。

また、本第三者割当による意見は第三者委員会から入手しております。

（本第三者委員会の意見の概要）

(1) 結論

本第三者割当増資による資金調達については、その必要性及び相当性が認められる。

(2) 検討

本第三者割当による資金調達の必要性

当社は、事業拡大のための大きな転換期を迎えており、統合業務パッケージのソフトウェア開発の外注化によるスピードアップが急務であること、データセンターの建設とサーバーの統合化等によるデータセンターの強化に早急に取り組む必要があること、新POSシステム等のソフトウェア開発の外注化によるスピードアップが急務であること及びテーブル・オーダー・システムのシェア拡大のための在庫投資が必要である状況であるものの、当社には新規投資を行う十分な手元資金がないものと認識しているところ、これについては、認識の誤りや検討の不備などの事情は認められず、不合理な点はないと評価できる。したがって、当社から受けた説明及び受領資料の内容を前提とする限り、当社には早急な資金調達の必要性が認められる。

本第三者割当の必要性

当社は、他の資金調達手段との比較検討を行い、資金調達目的の達成のためには第三者割当増資を行う必要性があるとの判断を行っている。

第三者割当増資を選択した理由としては、現状の株式市場における当社株式の流動性が少ない状況を考え、一般公募等による増資は現実的ではなく可能性が極めて低いと判断した。

また、当社は自己株式を保有しているが、現状の当社株価を考えると自己株式の処分を行った段階で取得価格を下回る可能性が高く純資産の減少につながる。したがって、現時点において純資産が減少することとなる自己株式の処分等による資金調達は不適切であると判断した。

また、今回必要となる資金調達額及びデータセンターという長期的な資産であることを考慮すると、当社の財務内容から銀行借入では借入金額の大きさ及び借入期間等を考えると財務内容が悪化してしまう可能性が高く現実的ではないと判断した。

以上のような理由から今後の更なる発展や事業の拡大を図っていくうえでも、早急に資金調達を実施する必要がある、機動的に資金を調達することができる第三者割当増資による新株式の発行が最適な方法であると判断した。

これについては、認識の誤りや検討の不備などの事情は認められず、不合理な点はないと評価できる。したがって、当社から受けた説明及び受領資料の内容を前提とする限り、第三者割当による資金調達の必要性が認められる。

発行価額の相当性

日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成24年4月1日）に従い、本件第三者割当にかかる当社取締役会決議の直前日までの直前1ヵ月の平均株価に0.9を乗じた額以上の額を本件第三者割当の発行価額としている。

当社が発行価格算定の基準として取締役会決議の前営業日の終値ではなく1ヵ月平均を採用した理由は、過去6ヵ月に株価が大きく上昇及び下落をしていないものの当社株式の流動性が低く、そのような状況の中で、当社個別の事由(開示情報等)による当社株式の上昇及び下落といったことではなく、出来高の水準がとても低いことから当社株式の大きな上昇及び下落をしてしまう状況にあるためである。

このような理由から、当社は、取締役会決議の前営業日の終値を基準とするのではなく、当社株式の出来高の低さから起こりうる特殊な要因を排除することができる一定期間の平均株価という標準化された株価を基準とすることが、客観性及び合理性がより高いものになると考えている。

また、当社は、取締役会決議の前営業日の終値が企業価値を反映している価格であるという認識のもと、当社株式の出来高の低さから起こりうる特殊な要因を排除することができる一定期間の平均株価という標準化された株価を基準とすることが、客観性及び合理性がより高いものになると考え、その期間は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」による「当該決議の日から払込金額を決定するために適当な期間(最長6ヵ月)をさかのぼった日から当該決議の直前日までの間の平均の価額」に適した期間とするなかで、本第三者割当増資に最も近接した期間とするべきであると判断し、当社の現状の企業価値を最も反映していると考えられる期間は取締役会決議の前営業日の終値を含む1ヵ月平均であると判断している。

この判断については、不合理な点はないと評価でき、したがって、当社から受けた説明及び受領資料の内容を前提とする限り、本件第三者割当の発行価額は日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成24年4月1日)に従っていることから有利発行には該当しないこととなり、相当な発行価額での第三者割当と言える。

割当先の選定

りく・マネジメント・パートナーズ

当社大株主である鎌田英哉氏に対して、新体制の報告と資金調達の相談を行った際に、同氏と旧知の仲である戸田泉氏(弁護士、りく・マネジメント・パートナーズ等への出資者)を紹介され、その後、戸田泉氏に当社の資金調達の相談をしたところりく・マネジメント・パートナーズを紹介された。当社の資金調達及び方針等の説明を行ったところ、賛同を得て本件第三者割当増資の引き受けの申し出を受けた。また、りく・マネジメント・パートナーズより社外取締役の派遣を受ける予定であり、経営の透明性及健全性の向上を図り、コーポレート・ガバナンスの強化を目指していきたいと考えている。

なお、当社は、りく・マネジメント・パートナーズとの間で、りく・マネジメント・パートナーズが当社の株式を中長期に保有する方針であることを口頭で確認するとともに、りく・マネジメント・パートナーズが当社の株式を、割当日から6ヵ月を経過するまでは売却その他処分を行わない旨を書面により確認し、りく・マネジメント・パートナーズが本件第三者割当の払込期日から2年以内に割当株式の全部または一部を譲渡した場合には、直ちに当社に書面によりその内容を報告すること並びに当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること及び当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意する旨の確約書を得る予定であるとしている。

鎌田 英哉氏

当社大株主である鎌田英哉氏に対して、新体制の報告と資金調達の相談を行った際に、同氏と旧知の仲である戸田泉氏(弁護士、りく・マネジメント・パートナーズ等への出資者)を紹介され、その後、戸田泉氏に当社の資金調達の相談をしたところりく・マネジメント・パートナーズを紹介された。当社の資金調達及び方針等を説明したところ、賛同を得て本件第三者割当増資による資金調達の申し出を受けた。その後、鎌田英哉氏に経過の報告、資金使途の計画及び事業展望の説明を行ったところ、平成18年9月に当社が株式上場した直後から長期にわたり大株主として当社の支援を行っていたことから、今後の事業展開等に協力を行うため、本件第三者割当増資の引き受けの申し出を受けた。

なお、当社は、鎌田英哉氏との間で、鎌田英哉氏が当社の株式を中長期に保有する方針であることを口頭で確認するとともに、鎌田英哉氏が当社の株式を、割当日から6ヵ月を経過するまでは売却その他処分を行わない旨を書面により確認し、鎌田英哉氏が本件第三者割当の払込期日から2年以内に割当株式の全部または一部を譲渡した場合には、直ちに当社に書面によりその内容を報告すること並びに当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること及び当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意する旨の確約書を得る予定であるとしている。

以上からすると、当社から受けた説明及び受領資料の内容を前提とする限り、りく・マネジメント・パートナーズ及び鎌田英哉氏を割当先とすることには、合理性が認められる。

希薄化について

一般に、第三者割当が行われた場合、既存株主の持つ株式価値は希薄化し、また、大量の新株が発行されることにより株価が下落する等の影響が指摘されるところである。

本件第三者割当においても、上記のとおり、りく・マネジメント・パートナーズ及び鎌田英哉氏に、合わせて900,000株の普通株式交付された場合、りく・マネジメント・パートナーズ及び鎌田英哉氏に割り当てられる当社の株式は、発行済株式(2,513,800株)の約35.8%に当たることになる。また、持ち株比率についても、筆頭株主の持株比率が、発行済株式総数の約45.2%(全議決権数の約52.0%)から33.3%(全議決権数の約36.8%)に低下するなど、既存株主の価値の希薄化は一定以上のものになると評価しなければならない。

しかしながら、前述のとおり、当社の経営は厳しい状況にあることから経営改善のために早急な新規投資が必要であり、本件第三者割当はこれを主たる目的として必要な限度で行われるものであること、第三者割当により調達した資金による集中投資を行うことで業績の拡大が見込まれることは、既に述べたとおりである。

さらに、上記のとおり、りく・マネジメント・パートナーズ及び鎌田英哉氏は、当社の株式を中長期にわたって保有するとしている。よって、少なくとも、当面の間においては、りく・マネジメント・パートナーズ及び鎌田英哉氏が当社の株式を大量に市場で売却して当社の株価が大幅に下落するような事態は生じないものと考えられる。

よって、当社から受けた説明及び受領資料の内容を前提とする限り、本件第三者割当増資による希薄化の規模については合理性が認められると料する。

株式市場に与える影響

上記のとおり、本件第三者割当により、りく・マネジメント・パートナーズ及び鎌田英哉氏に割り当てられる当社株式は、現時点の発行済株式数の約35.8%に当たり、市場に一定の影響を与える可能性がある。

しかし、市場に対して、本件第三者割当後の事業計画を示すことを含め、本件第三者に関する適切かつ十分な説明責任を果たすこと等により、市場に与える影響を最小限に止めることが可能である。

また、上記のとおり、りく・マネジメント・パートナーズ及び鎌田英哉氏は当社株式を中長期保有するというものであるから、市場に対して当社の株式が大量に売却され、市場に大きな混乱が生じるという事態が生じるものとは考え難い。

さらに、本件第三者割当は、300%を超える希釈化をもたらすものではなく、東京証券取引所の上場廃止基準(東京証券取引所有価証券上場規程第603条第1項第6号、第601条第1項第17号、同施行規則第601条第13項第6号)に抵触するものではない。

以上のことからすれば、本件第三者割当は、市場に対する影響を考慮しても、相当性の範囲を逸脱するものではないと認められる。

以上のとおり、本第三者委員会からは、本第三者割当につき必要性及び相当性が認められるとの意見が得られております。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当ありません。

8【その他参考になる事項】

該当ありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)の提出日以降、本有価証券届出書提出日(平成26年11月12日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について以下のとおり追加がありました。

(1) 特定人物への依存について

(田村隆盛氏は、当社設立以来の事業推進者であり当社の経営方針、経営戦略の決定、商品企画及び管理業務等の各方面において重要な役割を果たしております。

当社では、業務分掌の分散を図る等田村隆盛氏に依存しない組織体制の整備を進めてまいりました。現状において田村隆盛氏が当社業務から離脱することは想定しておりませんが何らかの理由により田村隆盛氏が当社における業務遂行を継続することが困難となった場合、当社の業績及び今後の事業展開に影響を与える可能性があります。

(追加)

(4) 本株式の発行される株式数は900,000株であり、平成26年9月30日現在の当社発行済株式数2,513,800株に対して35.80%にあたり、これにより当社株式の1株当たりの株式価値等が希薄化し、当社株価に悪影響を及ぼす可能性があります。

(5) 平成26年11月7日付で、大株主より、臨時株主総会招集の請求と株主提案の書面を受理しております。

請求者 田村 隆盛(弊社取締役、前代表取締役)

平成26年11月7日

・株主総会及び定時株主総会における株主提案の目的たる事項及びその概要

(臨時)株主総会の目的である事項

取締役4名解任の件

取締役2名選任の件

監査役1名選任の件

会計監査人解任の件

会計監査人千人の件

株主提案の目的たる事項(議題)

取締役4名解任の件

取締役2名選任の件

監査役1名選任の件

会計監査人選任の件

請求者 田村 隆盛(弊社取締役、前代表取締役)

平成26年11月11日

(臨時)株主総会の目的である事項

取締役4名解任の件

取締役2名選任の件

監査役1名選任の件

会計監査人解任の件

会計監査人千人の件

株主提案の目的たる事項(議題)

取締役4名解任の件

取締役2名選任の件

監査役1名選任の件

会計監査人選任の件

2. 臨時報告書の提出について

当社は「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第20期）の提出日以降、本有価証券届出書提出日までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

（平成25年12月26日提出の臨時報告書）

[提出理由]

当社は、平成25年12月26日開催の当社第20回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

[報告内容]

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成25年12月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役として、田村隆盛、宇多田純三、松崎常男、福田省吾及び河原克樹を選任する。

監査役2名選任の件

監査役として、古閑謙士及び堀江義光を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案	14,896	11	23	（注）1	可決（99.61%）
第2号議案				（注）2	
田村 隆盛	14,914	5	11		可決（99.73%）
宇多田 純三	14,914	5	11		可決（99.73%）
松崎 常男	14,914	5	11		可決（99.73%）
福田 省吾	14,914	5	11		可決（99.73%）
河原 克樹	14,903	16	11		可決（99.66%）
第3号議案				（注）2	
古閑 謙士	14,917	2	11		可決（99.75%）
堀江 義光	14,917	2	11		可決（99.75%）

（注）1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

(平成26年10月21日提出の臨時報告書)

[提出理由]

平成26年10月18日開催の当社取締役会において、代表取締役の異動について決議がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

[報告内容]

(1) 当該異動に係る代表取締役の氏名、職名、生年月日、異動年月日及び所有株式数

新たに代表取締役になる者

氏名 (生年月日)	新役職名	旧役職名	異動年月日	所有株式数
松崎 常男 (昭和33年11月23日生)	代表取締役社長	取締役	平成26年10月18日	10,700株

代表取締役でなくなる者

氏名 (生年月日)	新役職名	旧役職名	異動年月日	所有株式数
田村 隆盛 (昭和36年10月15日生)	取締役	代表取締役社長	平成26年10月18日	1,135,400株

(2) 新たに代表取締役になる者についての主要略歴

(氏名)

略歴

松崎 常男 昭和54年6月 (株)はいばら入社
 昭和61年4月 (株)新吉入社
 平成12年4月 当社入社 システム営業推進部長
 平成18年3月 当社執行役員 システム営業担当
 平成19年12月 当社取締役
 平成26年10月 当社代表取締役社長(現任)

3. 決算短信の提出について

事業年度 第22期決算短信（自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日）を平成26年11月12日提出しております。

(1) 貸借対照表

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年9月30日)	当事業年度 (平成26年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	449,877	487,368
売掛金	240,067	212,307
商品	446,717	261,045
貯蔵品	15,337	24,576
前払費用	22,200	21,886
繰延税金資産	30,265	18,843
未収入金	625	2,242
その他	1,110	465
貸倒引当金	2,925	3,732
流動資産合計	1,203,277	1,025,002
固定資産		
有形固定資産		
建物	51,334	52,307
減価償却累計額	40,721	42,985
建物（純額）	10,612	9,322
車両運搬具	2,296	8,721
減価償却累計額	2,296	3,366
車両運搬具（純額）	0	5,354
工具、器具及び備品	742,506	781,561
減価償却累計額	615,292	675,601
工具、器具及び備品（純額）	127,213	105,959
土地	20,429	20,429
建設仮勘定	39,203	46,210
有形固定資産合計	197,458	187,276
無形固定資産		
ソフトウェア	80,112	42,874
ソフトウェア仮勘定	-	9,610
電話加入権	2,445	2,445
無形固定資産合計	82,557	54,929
投資その他の資産		
出資金	151	142
長期前払費用	101,883	147,944
敷金及び保証金	20,012	19,987
繰延税金資産	24,367	34,903
長期未収入金	52,305	77,344
その他	14,768	15,060
貸倒引当金	26,608	33,525
投資その他の資産合計	186,881	261,857
固定資産合計	466,898	504,063
繰延資産		
社債発行費	3,459	1,605
繰延資産合計	3,459	1,605
資産合計	1,673,635	1,530,671

(単位:千円)

	前事業年度 (平成25年9月30日)	当事業年度 (平成26年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	93,843	99,994
短期借入金	1,611,000	1,775,500
1年内償還予定の社債	74,000	54,000
未払金	12,351	19,414
未払費用	9,850	10,452
未払法人税等	2,812	3,757
預り金	9,617	9,660
前受金	42,110	48,375
賞与引当金	14,962	18,496
その他	2,768	28,048
流動負債合計	873,317	1,067,699
固定負債		
社債	99,000	45,000
退職給付引当金	19,677	19,370
その他	-	5,445
固定負債合計	118,677	69,815
負債合計	991,995	1,137,515
純資産の部		
株主資本		
資本金	537,862	537,862
資本剰余金		
資本準備金	143,599	143,599
資本剰余金合計	143,599	143,599
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	248,423	40,041
利益剰余金合計	248,423	40,041
自己株式	248,239	248,270
株主資本合計	681,645	393,149
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	5	6
評価・換算差額等合計	5	6
純資産合計	681,640	393,156
負債純資産合計	1,673,635	1,530,671

(2) 損益計算書

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)	当事業年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)
売上高		
ASPサービス事業売上高	1,049,662	1,075,659
システム機器事業売上高	536,616	1,071,344
周辺サービス事業売上高	252,623	294,686
売上高合計	1,838,901	2,441,689
売上原価		
ASPサービス事業売上原価	602,535	607,553
システム機器事業売上原価	460,939	1,252,632
周辺サービス事業売上原価	223,101	249,213
売上原価合計	1,286,576	1,2109,399
売上総利益	552,324	332,290
販売費及び一般管理費		
役員報酬	107,527	107,527
給料及び手当	199,215	203,779
賞与	15,181	16,417
法定福利費	39,061	41,134
賞与引当金繰入額	6,919	8,560
退職給付費用	6,704	3,747
旅費及び交通費	26,660	30,873
地代家賃	57,017	58,743
販売促進費	21,483	18,256
減価償却費	3,314	3,700
貸倒引当金繰入額	4,316	8,745
その他	99,066	104,488
販売費及び一般管理費合計	586,467	605,975
営業損失()	34,143	273,684
営業外収益		
受取利息及び配当金	96	90
その他	527	435
営業外収益合計	624	525
営業外費用		
支払利息	8,095	9,248
社債利息	1,546	1,151
社債発行費償却	1,776	1,854
支払保証料	1,893	1,406
その他	-	51
営業外費用合計	13,312	13,712
経常損失()	46,831	286,871
特別利益		
固定資産売却益	2 -	2 1,079
特別利益合計	-	1,079
特別損失		
固定資産除却損	3 -	3 85
特別損失合計	-	85
税引前当期純損失()	46,831	285,877
法人税、住民税及び事業税	2,372	1,735
法人税等調整額	10,166	851
法人税等合計	7,794	2,586
当期純損失()	39,037	288,464

[売上原価明細書]

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)		当事業年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
器材費		556,018	43.2	1,075,650	51.0
人件費		247,884	19.3	261,923	12.4
外注費		245,119	19.0	271,186	12.9
経費	3	239,294	18.6	511,012	24.2
他勘定振替高	4	1,739	0.1	10,373	0.5
当期総製造費用		1,286,576	100.0	2,109,399	100.0
計		1,286,576		2,109,399	
当期売上原価		1,286,576		2,109,399	

(注) 1 当社の原価計算は、受託開発においては個別原価計算による実際原価計算であります。

2 自社機器については、総合原価計算による実際原価計算であります。

3 主な内容は次のとおりであります。

区分	前事業年度 (自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)	当事業年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)
通信費	24,245千円	24,109千円
減価償却費	83,068千円	117,297千円
たな卸資産評価損	-千円	246,103千円

4 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。

区分	前事業年度 (自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)	当事業年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)
工具、器具及び備品	1,697千円	10,231千円
その他	41千円	141千円

(3) 株主資本等変動計算書

前事業年度（自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日）

(単位：千円)

	株主資本						自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	537,862	143,599	143,599	287,460	287,460	248,239	720,682	
当期変動額								
当期純損失（ ）				39,037	39,037		39,037	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	-	-	39,037	39,037	-	39,037	
当期末残高	537,862	143,599	143,599	248,423	248,423	248,239	681,645	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差 額等合計	
当期首残高	66	66	720,615
当期変動額			
当期純損失（ ）			39,037
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	61	61	61
当期変動額合計	61	61	38,975
当期末残高	5	5	681,640

当事業年度(自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)

(単位:千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	537,862	143,599	143,599	248,423	248,423	248,239	681,645
当期変動額							
当期純損失()				288,464	288,464		288,464
自己株式の取得						30	30
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	-	-	-	288,464	288,464	30	288,495
当期末残高	537,862	143,599	143,599	40,041	40,041	248,270	393,149

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差 額等合計	
当期首残高	5	5	681,640
当期変動額			
当期純損失()			288,464
自己株式の取得			30
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	11	11	11
当期変動額合計	11	11	288,483
当期末残高	6	6	393,156

(4) キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)	当事業年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純損失()	46,831	285,877
減価償却費	86,383	120,998
貸倒引当金の増減額(は減少)	5,066	8,796
賞与引当金の増減額(は減少)	544	3,534
退職給付引当金の増減額(は減少)	2,637	306
受取利息及び受取配当金	96	90
支払利息	11,535	11,806
売上債権の増減額(は増加)	62,405	7,914
たな卸資産の増減額(は増加)	33,942	165,240
仕入債務の増減額(は減少)	29,663	6,151
その他の流動資産の増減額(は増加)	5,308	830
その他の流動負債の増減額(は減少)	20,046	32,657
その他	2,204	4,926
小計	104,833	74,919
利息及び配当金の受取額	96	90
利息の支払額	10,446	10,725
株式給付信託への拠出額	-	50,000
法人税等の支払額	17,178	987
営業活動によるキャッシュ・フロー	77,305	13,297
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	26,446	35,928
無形固定資産の取得による支出	75,909	29,727
定期預金の預入による支出	6,000	6,000
敷金及び保証金の差入による支出	83	204
敷金及び保証金の回収による収入	210	29
その他	5	8
投資活動によるキャッシュ・フロー	108,224	71,822
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	1,850,000	3,018,100
短期借入金の返済による支出	1,800,000	2,853,600
長期借入金の返済による支出	100,000	-
社債の発行による収入	69,223	-
社債の償還による支出	67,000	74,000
自己株式の取得による支出	-	30
配当金の支払額	147	69
その他	-	382
財務活動によるキャッシュ・フロー	47,923	90,016
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	78,842	31,490
現金及び現金同等物の期首残高	500,220	421,377
現金及び現金同等物の期末残高	421,377	452,868

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	第20期	自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日	平成25年12月26日 中国財務局長に提出
四半期報告書	第21期第3四半期	自 平成25年10月1日 至 平成26年6月30日	平成26年8月14日 中国財務局長に提出
訂正四半期報告書	第21期第3四半期	自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日	平成26年11月5日 中国財務局長に提出

なお上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について」（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年8月14日

株式会社アルファクス・フード・システム

取締役会 御中

東京さくら監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 末川 修 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 柴田 亮 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アルファクス・フード・システムの平成25年10月1日から平成26年9月30日までの第21期事業年度の第3四半期会計期間(平成26年4月1日から平成26年6月30日まで)及び第3四半期累計期間(平成25年10月1日から平成26年6月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アルファクス・フード・システムの平成26年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年12月26日

株式会社アルファクス・フード・システム

取締役会 御中

東京さくら監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 末川 修 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 柴田 亮 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アルファクス・フード・システムの平成24年10月1日から平成25年9月30日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アルファクス・フード・システムの平成25年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社アルファクス・フード・システムの平成25年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社アルファクス・フード・システムが平成25年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。